

令和2年第1回

各務原市議会定例会議案

令和2年2月18日

目 次

議第 1 号	令和 2 年度各務原市一般会計予算	別冊
議第 2 号	令和 2 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 3 号	令和 2 年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 4 号	令和 2 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第 5 号	令和 2 年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第 6 号	令和 2 年度各務原市下水道事業会計予算	別冊
議第 7 号	令和元年度各務原市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議第 8 号	令和元年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 9 号	令和元年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 1 0 号	令和元年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 1 1 号	各務原市職員定数条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 1 2 号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 1 3 号	各務原市新総合体育館整備基金条例について	7 頁
議第 1 4 号	各務原市土地開発基金条例を廃止する条例について	9 頁
議第 1 5 号	各務原市公共施設等整備基金条例を廃止する条例について	1 1 頁
議第 1 6 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	1 3 頁
議第 1 7 号	各務原市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第 1 8 号	各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 1 9 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 9 頁
議第 2 0 号	各務原市伊木の森条例について	2 1 頁
議第 2 1 号	各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例について	2 5 頁
議第 2 2 号	各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会条例について	2 8 頁
議第 2 3 号	各務原市立地適正化計画策定委員会条例について	3 1 頁

議第 2 4 号	各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 4 頁
議第 2 5 号	各務原市公営住宅等の整備に関する基準を定める条例について	3 7 頁
議第 2 6 号	各務原市営住宅条例の一部を改正する条例について	4 1 頁
議第 2 7 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	4 3 頁
議第 2 8 号	市道路線の認定について（市道那 1 1 3 7 号線ほか 4 路線）	4 6 頁
議第 2 9 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 3 7 8 号線）	5 0 頁
議第 3 0 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 4 2 9 号線ほか 3 路線）	5 3 頁
議第 3 1 号	市道路線の廃止について（市道稻 5 1 7 号線）	5 6 頁
議第 3 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5 8 頁

議第 1 1 号

各務原市職員定数条例の一部を改正する条例について

各務原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

職員の定数を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員定数条例の一部を改正する条例

各務原市職員定数条例（昭和38年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会の事務部局、消防機関並びに水道事業及び下水道事業の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員をいう。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務部局及び機関の区分	定数
市長の事務部局	585人
議会の事務部局	9人
選挙管理委員会の事務部局	4人
監査委員の事務部局	3人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関	110人
農業委員会の事務部局	4人
消防機関	190人
水道事業及び下水道事業の事務部局	55人
合計	960人

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 兼務又は併任を命ぜられた場合の職員

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第12号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

立地適正化計画策定委員会委員の報酬の額を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会	委員	日額	6,500円	を
---------	----	----	--------	---

」

「

都市計画審議会	委員	日額	6,500円	に、
立地適正化計画策定委員会	委員	日額	6,500円	

」

「

学校適正規模・適正配置等に関する基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円	を
---------------------------	----	----	--------	---

」

「

学校適正規模・適正配置等に関する基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円	に、
特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円	

」

「

いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額	6,500円	を
--------------	----	----	--------	---

」

「

新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円	に、
いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額	6,500円	

」

少年自然の家運営委員会	委員	日額	6,500円
自治委員		均等割年額	25,000円
		世帯割1世帯年額	440円

を

少年自然の家運営委員会	委員	日額	6,500円
-------------	----	----	--------

に、

スポーツ推進委員	年額	46,000円	を
少年センター補導委員	年額	18,000円	

スポーツ推進委員	年額	46,000円	に
----------	----	---------	---

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定 (

都市計画審議会	委員	日額	6,5
---------	----	----	-----

00円	を	都市計画審議会	委員	日額	6,500円
		立地適正化計画策定委員会	委員	日額	6,500円

に改める部分に限る。) 各務原市立地適正化計画策定委員会条例（令和2年条例第 号）の施行の日

(2) 別表の改正規定 (

学校適正規模・適正配置等に関する基本計画策定委員会	委員	日額	6,5
---------------------------	----	----	-----

〇〇円	を	学校適正規模・適正配置等に関する基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円
		特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円

に改める部分に限る。) 各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例(令和2年条例第 号)の施行の日

(3) 別表の改正規定 (

いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額	6,5
--------------	----	----	-----

〇〇円	を	新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	日額	6,500円
		いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額	6,500円

に改める部分に限る。) 各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会条例(令和2年条例第 号)の施行の日

議第13号

各務原市新総合体育館整備基金条例について

各務原市新総合体育館整備基金条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

本市の新総合体育館の整備を円滑に行うことを目的に、新総合体育館整備基金を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市新総合体育館整備基金条例

(設置)

第1条 本市の新総合体育館の整備事業（建物、設備、外構、工作物等の新築及び用地の取得をいう。第6条において同じ。）に要する資金に充てるため、各務原市新総合体育館整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新総合体育館の整備事業に要する資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第14号

各務原市土地開発基金条例を廃止する条例について

各務原市土地開発基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

土地開発基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市土地開発基金条例を廃止する条例

各務原市土地開発基金条例（昭和45年条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。

議第15号

各務原市公共施設等整備基金条例を廃止する条例について

各務原市公共施設等整備基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

公共施設等整備基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市公共施設等整備基金条例を廃止する条例
各務原市公共施設等整備基金条例（昭和49年条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月2日から施行する。

議第16号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査等手数料を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表19の項第8号イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第17号

各務原市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

各務原市長の選挙において選挙公報を発行するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

各務原市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（令和元年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名、第1条及び第2条中「各務原市議会議員」の次に「及び各務原市長」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第18号

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

印鑑の登録を受けることができない者の範囲を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例

各務原市印鑑条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第19号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第13条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附則第7条（見出しを含む。）中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第7条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第13条の6、第13条の12並びに第19条第1項、第3項及び第4項の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第20号

各務原市伊木の森条例について

各務原市伊木の森条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

伊木の森の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市伊木の森条例

(設置)

第1条 豊かな自然環境を持つ里山を整備し、市民の交流の促進とともに里山の活用の推進を図ることを目的として、各務原市伊木の森（以下「伊木の森」という。）を設置する。

(位置)

第2条 伊木の森の位置は、各務原市鶉沼字伊木山1492番地1とする。

(使用の許可)

第3条 伊木の森の芝生広場（以下「芝生広場」という。）の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、伊木の森の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 伊木の森の管理上支障があるとき。
- (3) 伊木の森の施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) その他芝生広場を使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者又はその使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき。

(4) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたことにより、使用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の使用料をあらかじめ納付しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、芝生広場の使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを代行し、使用者からその費用を徴収するものとする。

(事故等の賠償)

第9条 市は、伊木の森を使用する者の使用中の故意若しくは過失又は病気による事故等については、その責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第10条 伊木の森の使用に際し、施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(意見の聴取)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第4号に該当するかどうかに ついて、各務原警察署長の意見を聴くことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分	単位	期間	金額
行商その他これに類するもの	1件	1日	410円

興行	1 件	1 日	2, 0 6 0 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1 件	1 時間	1 0 0 円

備考

- 1 使用料が日額のものについては、期間が1日未満であるとき、又は期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 使用料が時間額のものについては、時間が1時間未満であるとき、又は時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

議第21号

各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例について

各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 各務原市特別支援学校の建設に関する基本構想及び基本計画（次条において「基本構想及び基本計画」という。）の策定について調査審議するため、各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、基本構想及び基本計画の策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、各務原市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議第 22 号

各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会条例について

各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 各務原市新総合体育館の建設に関する基本構想及び基本計画（次条において「基本構想及び基本計画」という。）の策定について調査審議するため、各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、基本構想及び基本計画の策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、各務原市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(準備行為)

3 教育委員会は、この条例の施行の前においても、委員の選任に関し必要な準備行為をすることができる。

(招集の特例)

4 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議第23号

各務原市立地適正化計画策定委員会条例について

各務原市立地適正化計画策定委員会条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

立地適正化計画策定委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市立地適正化計画策定委員会条例

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（次条において「立地適正化計画」という。）の策定について調査審議し、もって将来における望ましい都市計画に資するため、各務原市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、立地適正化計画の策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 社会福祉関係団体、商工業団体、旅客自動車運送事業者、地域団体その他の団体を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、

その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議第24号

各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

自転車通行帯の設置要件を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第25号

各務原市公営住宅等の整備に関する基準を定める条例について

各務原市公営住宅等の整備に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

公営住宅等の整備に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市公営住宅等の整備に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、市が行う公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、公営住宅法で使用する用語の例による。

(健全な地域社会の形成)

第3条 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第4条 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第5条 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第6条 公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、

騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第10条 公営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていな

ければならない。

(共用部分)

第12条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第16条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第17条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第26号

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例について

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

市営住宅の入居に当たり必要とする連帯保証人の人数を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例

各務原市営住宅条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第1号」を「第1号」に改め、「第6号まで」の次に「、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者（第12条第3項において「被災居住者等」という。）にあつては第5号及び第6号」を加える。

第12条第1項第1号中「入居者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人2人」を「規則で定める連帯保証人」に改め、同条第3項中「特別の事情があると認める者」を「被災居住者等」に改める。

第31条の見出しを「（市営住宅監理員）」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に入居者として決定された者及び入居の承継を承認された者について適用し、同日前に入居者として決定された者及び入居の承継を承認された者については、なお従前の例による。

議第 27 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

簡易な計算方法により住宅のエネルギー消費性能を評価する場合の性能表示認定申請手数料等を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表23の項第1号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第2号ア及びイ（ア）中「36,000円」を「3万6,000円」に改め、同号イ（イ）中「73,000円」を「7万3,000円」に改め、同号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第3号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第4号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同表24の項第4号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第5号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第6号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第7号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第8号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加え、同項第9号ア（ア）中「第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）」を

「第1条第1項第2号イ(2)(i)又は(3)及びロ(2)又は(3)」に改め、同号イ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(ii)又は(3)及びロ(2)又は(3)」に改め、同号備考の欄4中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同欄5中「共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額」の次に「(共用部分を計算する評価方法による場合に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 28 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

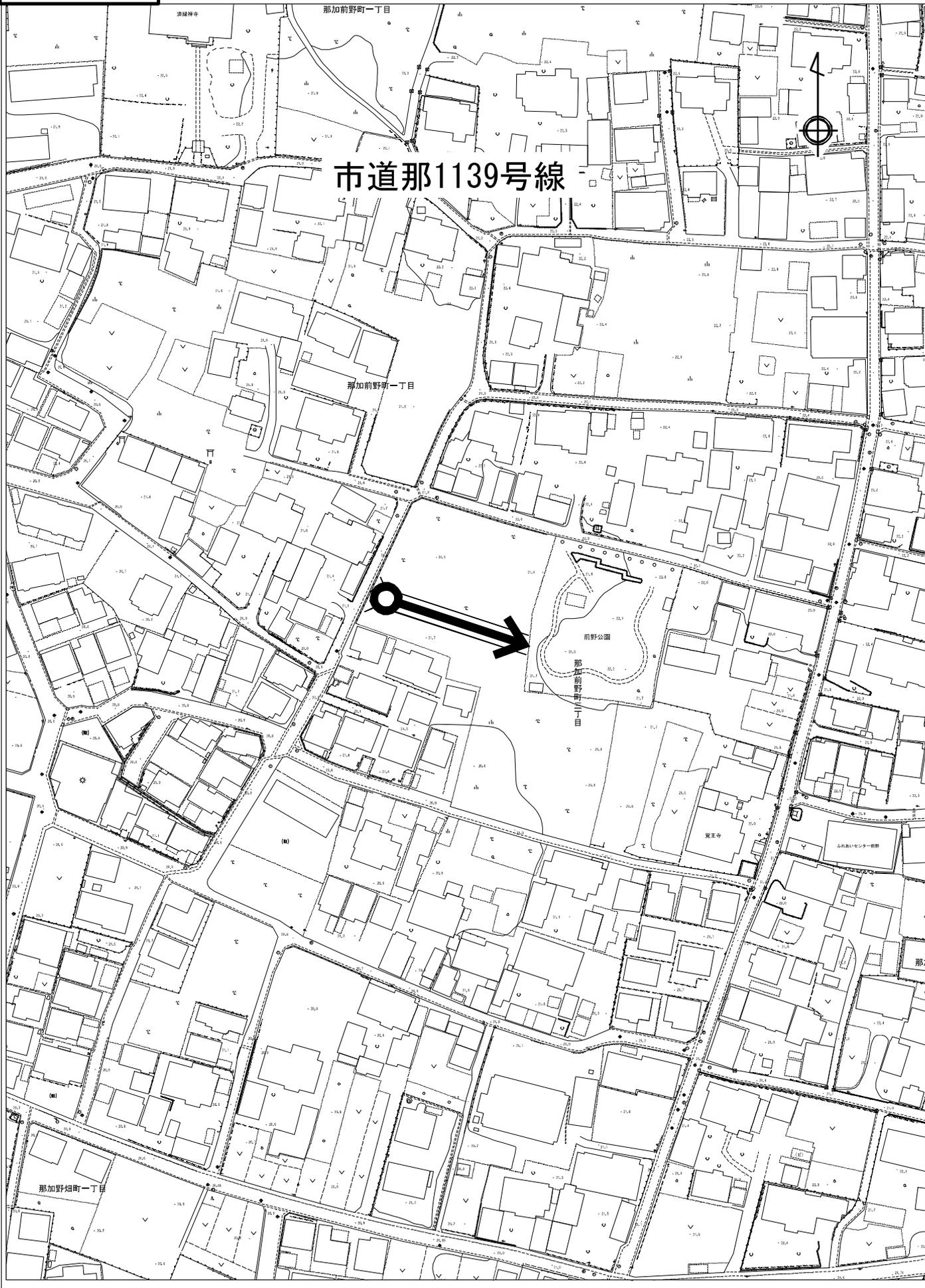
令和 2 年 2 月 18 日提出

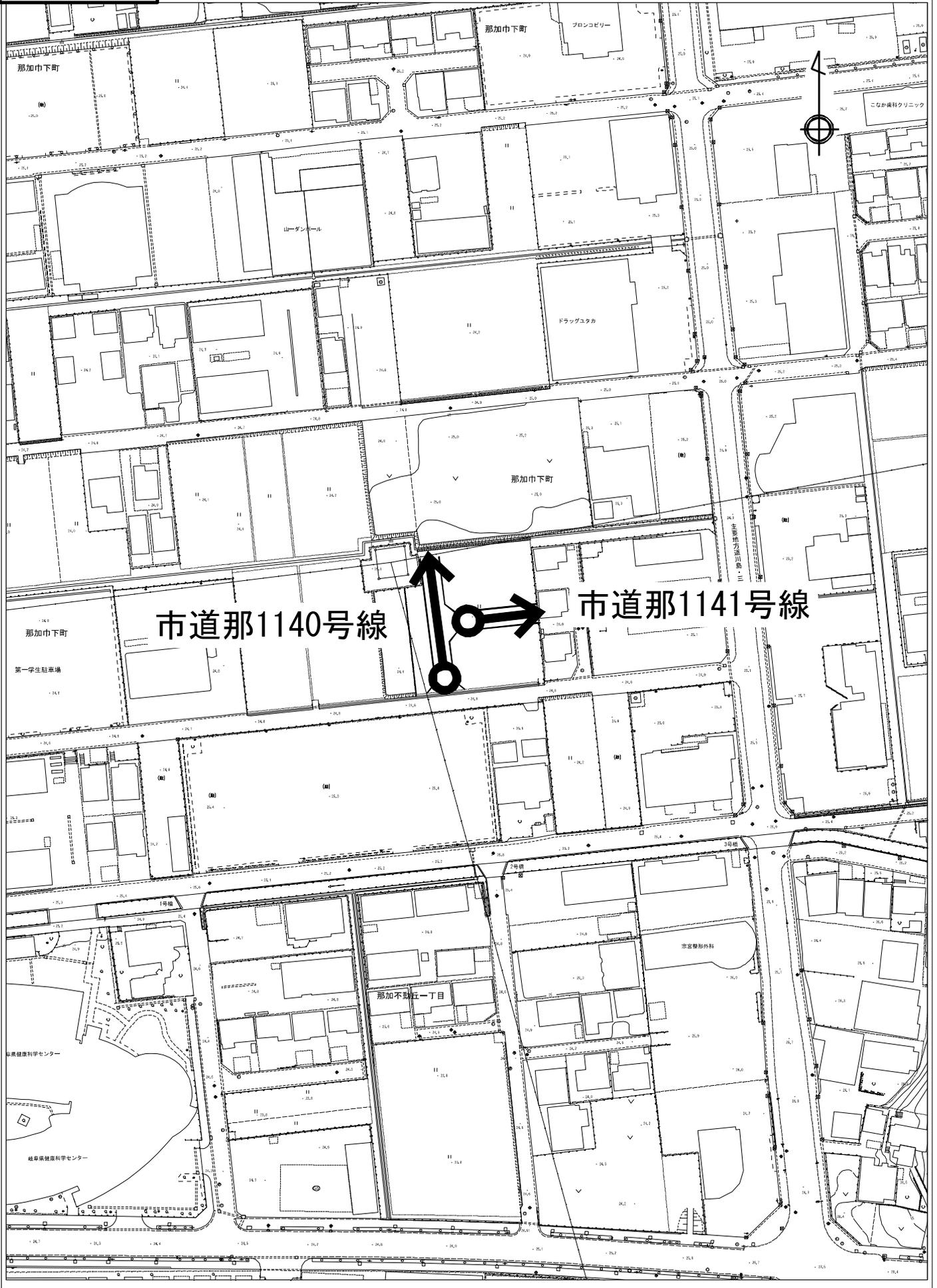
各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 1 1 3 7 号線	各務原市那加西市場町 6 丁目 8 1 番 8	地先から
	各務原市那加西市場町 6 丁目 8 1 番 8	地先まで
市道 那 1 1 3 8 号線	各務原市那加西市場町 6 丁目 8 1 番 1	地先から
	各務原市那加西市場町 6 丁目 8 1 番 5	地先まで
市道 那 1 1 3 9 号線	各務原市那加前野町 3 丁目 6 3 番 10	地先から
	各務原市那加前野町 3 丁目 6 3 番 6	地先まで
市道 那 1 1 4 0 号線	各務原市那加巾下町 6 5 番 1	地先から
	各務原市那加巾下町 6 5 番 2	地先まで
市道 那 1 1 4 1 号線	各務原市那加巾下町 6 5 番 6	地先から
	各務原市那加巾下町 6 5 番 8	地先まで





議第29号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

都市計画道路日野岩地大野線道路整備事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那378号線	各務原市那加長塚町1丁目150番	地先から
	各務原市那加大門町2丁目46番	地先まで

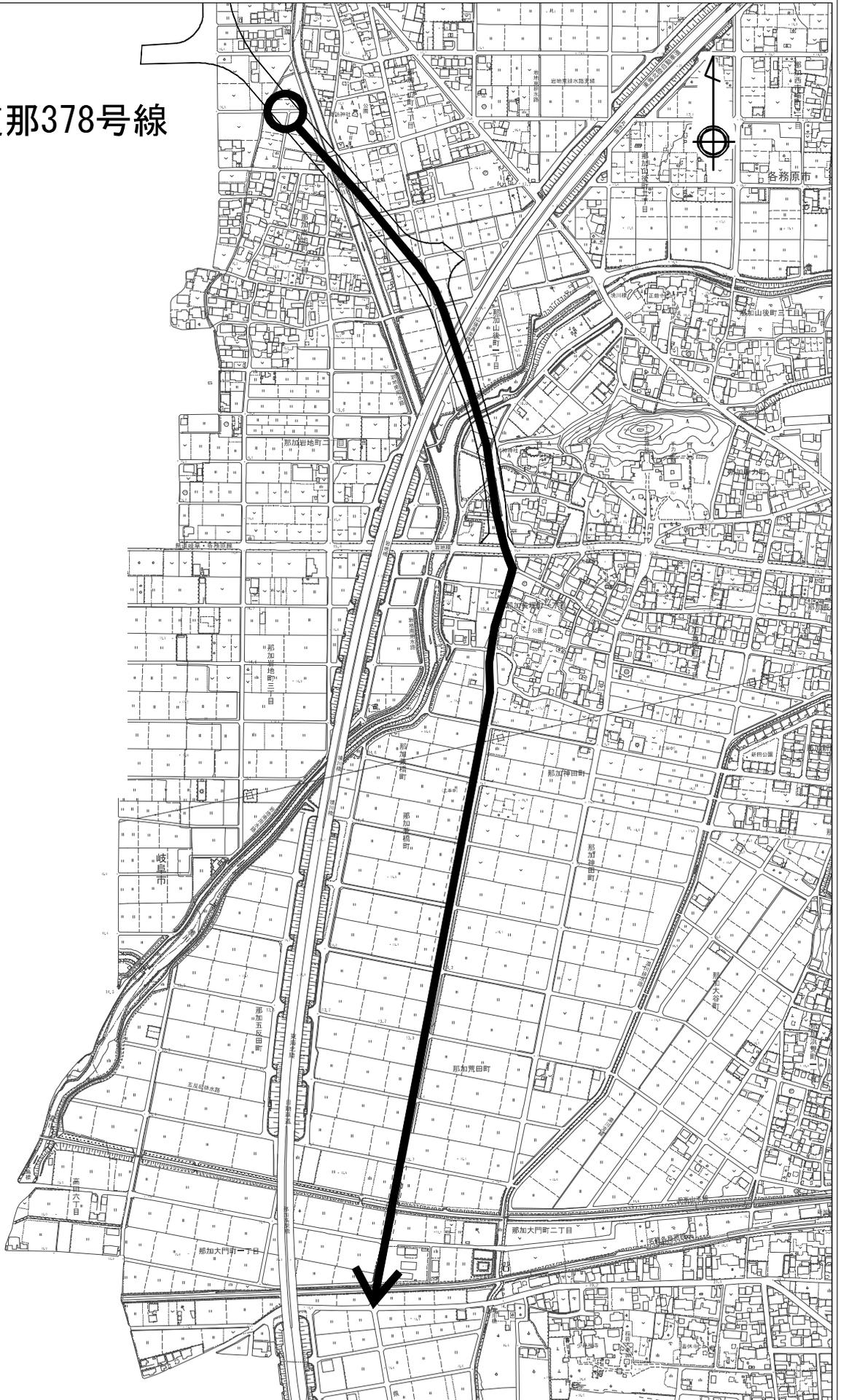
2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那378号線	各務原市那加岩地町1丁目2番	地先から
	各務原市那加大門町2丁目46番1	地先まで

市道那378号線



市道那378号線



議第30号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

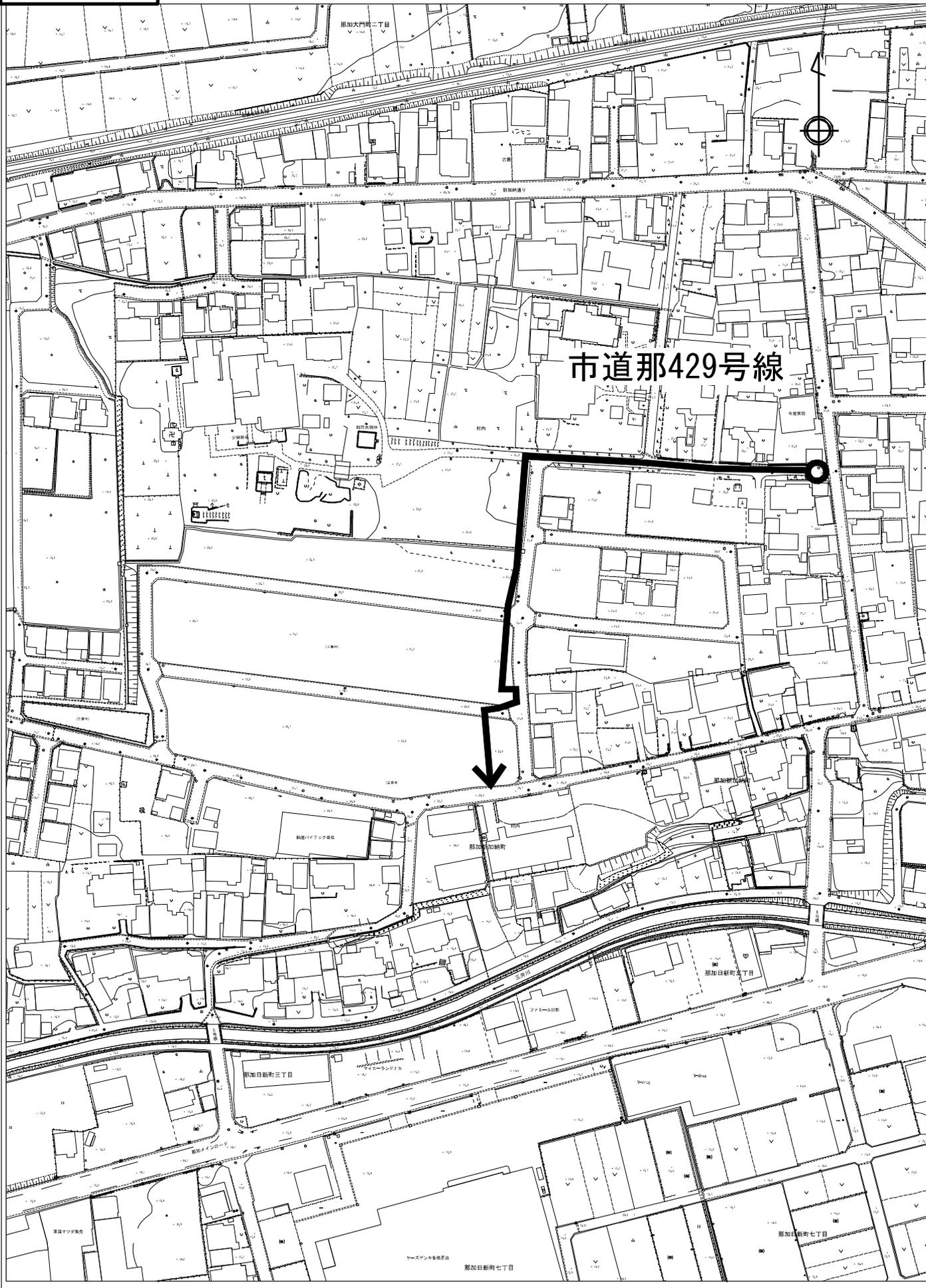
新加納土地区画整理事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那 4 2 9 号線	各務原市那加新加納町字村内2055番1 地先から	
	各務原市那加新加納町字村内2068番1 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那 4 2 9 号線	各務原市那加新加納町字村内2055番1 地先から	
	各務原市那加新加納町字村内2068番5 地先まで	
市道 那 1 1 3 4 号線	各務原市那加新加納町字村内2094番21 地先から	
	各務原市那加新加納町字村内2119番2 地先まで	
市道 那 1 1 3 5 号線	各務原市那加新加納町字村内2094番7 地先から	
	各務原市那加新加納町字村内2070番1 地先まで	
市道 那 1 1 3 6 号線	各務原市那加新加納町字村内2096番17 地先から	
	各務原市那加新加納町字村内2096番17 地先まで	



議第 3 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

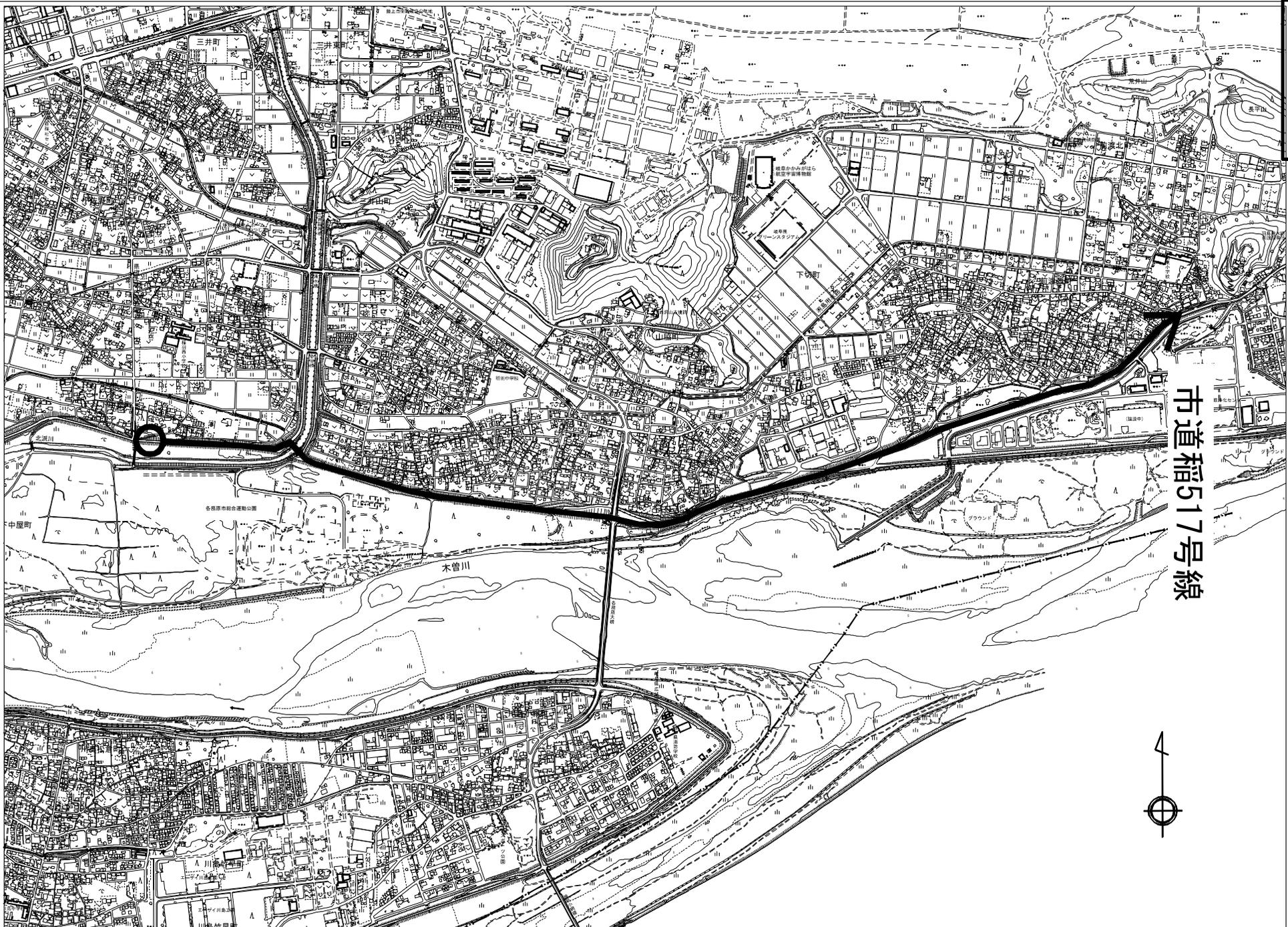
各務原市長 浅野 健 司

提案理由

主要地方道芋島鵜沼線への移管に伴い、市道を廃止しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 稲 5 1 7 号線	各務原市下中屋町 3 丁目 1 3 6 番	地先から
	各務原市前渡西町字猿尾下 1 5 6 2 番 1	地先まで

市道稲517号線



議第32号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原大島町※※※※※※※※

氏 名 横山正弘

生年月日 昭和29年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員島田和敏氏の任期が6月30日に満了するため、その後任の候補者に横山正弘氏を推薦しようとする。

